



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第 874 号 (一部抜粋)



令和 3 年 5 月 26 日



5. ◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ FAMICホームページ相談事例集の追加事例について ◆



消費安全情報部交流技術課では、食品関係事業者等から有機農産物等の相談を受け付ける窓口を開設しています。また、その中で特に重要なものや問い合わせ頻度の高い相談については、相談事例集を作成し、ホームページで公表しています。今回は、昨年度、相談事例集に追加した事例の一部をご紹介します。

Q1)きのこの菌床栽培について、建物内で床面をコンクリートで覆われた状態で栽培した場合でも、有機農産物として格付できますか。

A1)きのこ類を土壌を用いずに栽培する場合、栽培場の床面がコンクリート等で覆われているかどうかにかかわらず、栽培方法が有機農産物の日本農林規格の基準に適合していれば、格付することができます。

参考：有機農産物の日本農林規格 第4条「栽培場」（農林水産省）（PDF:199KB）  
[https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-31.pdf#page=2](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-31.pdf#page=2)

平成 28 年 12 月 26 日開催 日本農林規格調査会資料 資料 5 「パブリックコメント等の結果」（PDF:336KB）  
[https://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/attach/pdf/sokai\\_161226a-4.pdf#page=3](https://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/attach/pdf/sokai_161226a-4.pdf#page=3)

Q2)有機畜産物の日本農林規格の対象となる家畜、家きんは何ですか。水牛は対象となりますか。

A2)「有機畜産物の日本農林規格」第3条に規定する「家畜」は、牛、馬、めん羊、山羊及び豚、「家きん」は、鶏、うずら、だちょう、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。）となっています。同規格において、水牛は牛に含まれ対象となります。（なお、令和3年7月25日から、七面鳥も有機畜産物の対象となります。）

参考：有機畜産物の日本農林規格 第3条「有機畜産物」、「家畜」、「家きん」（農林水産省）（PDF:313KB）

[https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/attach/pdf/yuuki-69.pdf](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/attach/pdf/yuuki-69.pdf)

---